

京都市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第109号

京都市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 災害弔慰金の支給（第1条～第3条）

第2章 災害障害見舞金の支給（第4条・第4条の2）

第3章 災害援護資金の貸付け（第5条～第16条）

第4章 災害弔慰金等支給審査会（第17条～第20条）

第5章 雑則（第21条）

附則

第1章 災害弔慰金の支給

第1条及び第2条を次のように改める。

（弔慰金に係る必要書類）

第1条 市長は、京都市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「条例」という。）第3条に規定する災害弔慰金（以下「弔慰金」という。）の支給を受ける次の各号に掲げる遺族の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を提出させるものとする。

(1) 本市の区域外で発生した災害により死亡した市民の遺族 死亡地の官公署が発行する書類で、災害により被害を受けたことを証明するもの

(2) 本市の区域外に住所を有する遺族 遺族であることを証明する書類

（遺族が2人以上ある場合の弔慰金の支給）

第2条 条例第4条第5項に規定する場合は、同項に規定する遺族の各人に条例第5条に規定する金額を当該遺族の数で除して得た額を支給する。

2 前項の規定により計算して得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は、全て合算し、前項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給する。

第3条の次に次の章名を付する。

第2章 災害障害見舞金の支給

第4条各号列記以外の部分中「市長は、」の右に「条例第7条の2に規定する」を加え、同条第2号中「被災証明書」を「書類で、災害により被害を受けたことを証明するもの」に改める。

第4条の2の次に次の章名を付する。

第3章 災害援護資金の貸付け

第8条から第12条までを削り、第7条を第12条とし、第6条を第11条とし、第5条の次に次の5条を加える。

(援護資金貸付けの申請)

第6条 条例第8条各号列記以外の部分に規定する災害援護資金（以下「援護資金」という。）の貸付けを受けようとする者は、災害援護資金貸付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 令第3条に規定する災害を受けた日（以下「被災の日」という。）の属する年の1月1日（当該被災の日が1月1日から5月31日までの間である場合にあっては、前年の1月1日）における住所地が本市の区域外である場合にあっては、援護資金の貸付けを受けようとする者が属する世帯の前年の所得（当該被災の日が1月1日から5月31日までの間である場合にあっては、前々年の所得）に関する当該住所地の市町村長又は特別区の区長の作成した証明書

(2) 条例第8条第1号に規定する被害を受けた場合にあっては、療養見込期間を記載した医師の診断書

2 前項の申請は、被災の日の属する月の翌月の1日から3月以内にしなければならない。
(貸付けの決定)

第7条 市長は、援護資金を貸し付けることを決定したときはその旨並びに貸付金の金額、償還期間及び償還方法を、援護資金を貸し付けないことを決定したときはその旨を申請者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第8条 援護資金の貸付けの決定を受けた者（以下「借受人」という。）は、速やかに災害援護資金借用書（第2号様式。以下「借用書」という。）に自己（保証人を立てる場合にあっては、自己及び保証人）の印鑑証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第9条 市長は、前条の借用書の提出があったときは、貸付金を交付するものとする。

(届出)

第10条 借受人は、借用書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。

2 借受人が死亡したときは、同居の親族（保証人を立てた場合にあっては、同居の親族又は保証人）は、その旨を市長に届け出なければならない。

第13条本文中「免除」の右に「(以下「償還の免除」という。)」を加え、「死亡し、または精神もしくは身体に著しい障害を受けたため援護資金を償還することができなくなったと市長が認める」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「行なう」を「行う」に改め、同条ただし書中「できる場合」の右に「又は借受人が正当な理由がなく条例第16条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合」を加え、同条に次の各号を加える。

(1) 死亡した場合

(2) 精神又は身体に著しい障害を受けたため援護資金を償還することができなくなったと市長が認める場合

(3) 破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた場合

第14条の見出し中「償還免除」を「償還の免除」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「援護資金の償還の免除（以下「」及び「」という。）」を削り、「次の各号に掲げる」を「前条各号のいずれかに該当することを証する」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「当該申請者」を「申請者」に改める。

第15条の見出し中「償還金の」を削り、同条中「支払の猶予」の右に「(以下「支払の猶予」という。)」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、借受人が正当な理由がなく条例第16条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、この限りでない。

第16条の見出し中「償還金支払猶予」を「支払の猶予」に改め、同条第1項中「償還金の支払の猶予（以下「」及び「」という。）」を削り、同条第2項中「当該申請者」を「申請者」に改める。

本則に次の2章を加える。

第4章 災害弔慰金等支給審査会

(会長及び副会長)

第17条 京都市災害弔慰金等支給審査会（以下「審査会」という。）に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員のうちから市長が指名し、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（招集及び議事）

第18条 審査会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審査会は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第19条 審査会の庶務は、保健福祉局において行う。

（審査会に関する補則）

第20条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

第5章 雑則

（補則）

第21条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

第1号様式中「第8条関係」を「第6条関係」に改め、同様式（表面）中「第8条」を「第6条」に改める。

第2号様式中「第10条関係」を「第8条関係」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課)